



県 章

滋賀県公報

平成 23 年 (2011 年)
6 月 1 日
第 3 4 0 0 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

告 示

旧滋賀会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務の委託 (文化振興課)	1
木材業者の登録 (森林政策課)	2
製材業者の登録 (森林政策課)	2
保安林予定森林の通知 (森林保全課)	2
保安林の皆伐面積の限度の公表 (森林保全課)	3
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (元気長寿福祉課)	3
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (元気長寿福祉課)	3
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害者自立支援課)	4
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の事業所の名称変更の届出 (障害者自立支援課)	4
道路区域の変更 (道路課)	4
道路の供用開始 (道路課)	5

公 告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告 (県民活動生活課)	5
建築士免許取消し公告 (建築課)	5

健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (南部、甲賀)	5
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (南部)	6
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (湖東)	6

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告 (南部)	7
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (中部)	7

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告 (東近江)	7
--------------------------	---

公 安 委 員 会 告 示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による行政処分に伴う聴聞の告示 (生活環境課)	8
---	---

雑 報

環境影響評価実施計画書の縦覧公告	8
竹生島環境保全対策事業 (カワウ捕獲業務) 業務委託公告	9

正 誤

平成22年 9 月17日付け第3296号市街地再開発組合設立認可公告中	10
-------------------------------------	----

告 示

滋賀県告示第292号

地方自治法施行令 (昭22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、旧滋賀会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務を次のとおり委託した。

平成23年 6 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託の相手方 財団法人滋賀県文化振興事業団 大津市京町三丁目4番22号
- 2 委託事務の内容 旧滋賀会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務
- 3 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第293号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および中部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。
平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

地方機関名	木 材 業 者	
	住 所	氏 名
中部森林整備事務所	蒲生郡日野町大字村井1352番地	綿向生産森林組合 組合長理事 成橋豊司

滋賀県告示第294号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および甲賀森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。
平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

地方機関名	製 材 業 者	
	住 所	氏 名
甲賀森林整備事務所	甲賀市土山町南土山甲1118番地29	(株)甲賀チップ 代表取締役 立岡徹

滋賀県告示第295号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 高島市朽木小入谷字沢26、27 - 1、29、33 - 1、33 - 3、37、44、45、字東山49、49 - 1、50、50 - 1(以上12筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第296号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 大津市葛川坊村町字向山258
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第297号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成23年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

同一単位とされる保安林		伐採面積の限度	備 考
水源かん養保安林	湖 南	210.51 ^{ヘクタール}	同一単位とされる保安林 (湖南) 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。 (湖東) 近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。 (湖東北部) 彦根市、長浜市の一部(旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町)および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の地域をいう。 (湖北) 高島市の一部(旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町)および長浜市の一部(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町)の地域をいう。 (湖西) 大津市および高島市の一部(旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町)の地域をいう。
	湖 東	308.66	
	湖 東 北 部	394.70	
	湖 北	1,012.34	
	湖 西	238.45	
	計	2,164.66	
土砂流出防備保安林	湖 南	697.58	
	湖 東	294.14	
	湖 東 北 部	276.39	
	湖 北	286.37	
	湖 西	278.37	
	計	1,832.85	
保健保安林	湖 南	73.71	
	湖 東	25.67	
	湖 東 北 部	149.57	
	湖 北	73.72	
	湖 西	46.16	
	計	368.83	

滋賀県告示第298号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
カーサ月の輪(介護予防)デイサービスセンター	大津市月輪一丁目12番8号	社会福祉法人幸寿会 理事長 坂口昇	大津市神出開町260番地9	通所介護 介護予防通所介護	平成23.6.1	2570103008

滋賀県告示第299号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
特定非営利活動法人ALSしがネット居宅介護支援事業所もも	大津市石場7-8	特定非営利活動法人ALSしがネット 理事長 葛城貞三	大津市石場7-8	平成23.6.1	2570102810

滋賀県告示第300号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

更生医療機関および育成医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
さわだ薬局八日市店	東近江市八日市上之町4番28号	薬局	北嶋大介	平成23.5.1

滋賀県告示第301号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから名称変更の届出があった。

平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

更生医療機関および育成医療機関

旧名称	新名称	所在地	医療の種類	変更年月日
甲賀市水口訪問看護ステーション	甲賀市社協訪問看護ステーション	甲賀市水口町水口5607	訪問看護	平成23.4.1

滋賀県告示第302号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成23年6月1日から平成23年6月15日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	木之本長浜線	長浜市安養寺町字付手町34番地先から	変更後	最小 8.7m 、 最大 35.6m	687.0m	道路改良工事(歩道設置)完成に伴う道路区域の変更
		長浜市益田町字下川田450番地先まで	変更前	最小 11.1m 、 最大		

			40.7m		
--	--	--	-------	--	--

滋賀県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成23年6月1日から平成23年6月15日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道木之本長浜線	長浜市安養寺町字付手町34番地先から	平成23.6.1	L = 687.0m
	長浜市益田町字下川田450番地先まで		
県道小口川守線	蒲生郡竜王町大字小口1653番地先から	平成23.6.1	L = 209.8m
	蒲生郡竜王町大字小口1665番3地先まで		

公 告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請のあった年月日 平成23年5月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 コミュニティ・アーキテクト（近江環人）ネットワーク
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 辻村琴美
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 彦根市石寺町1263番地
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、滋賀県における地域再生、地域活性化、まちづくりの課題に対して、それらの課題解決に必要な調査研究、情報発信、地域支援等の事業を行い、もって滋賀県の地域再生、地域活性化、まちづくりに寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1-1
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成23年5月23日から平成23年7月23日までの縦覧場所における執務時間内

建築士免許取消し公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

平成23年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 免許の取消しをした年月日 平成23年5月24日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 駒沢新兵衛
- 3 建築士の区分および登録番号 二級建築士 第2120号
- 4 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予

防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成23年6月1日

滋賀県南部健康福祉事務所長 寺尾 敦史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
大宝リハビリセンター	守山市守山三丁目7番5号	びわこリハビリテーション株式会社 代表取締役 二川英明	野洲市小篠原1570番地5	通所介護	平成23.6.1	2570700571

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第6号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成23年6月1日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 伊藤 直

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションさら	湖南市石部西1-12-12-1	株式会社エムメンタル 代表取締役 丸田美津子	湖南市石部西1-12-12-1	訪問看護 介護予防訪問看護	平成23.6.1	2562390035
デイサービス憩々	甲賀市水口町北泉2-84	有限会社ロッシュ・ジャパン 取締役 岩田光徳	京都府京都市山科区安朱南屋敷町23	通所介護 介護予防通所介護	平成23.6.1	2571400775
愛びわ湖介護サポート有限公司	甲賀市水口町山2348-34	愛びわ湖介護サポート有限公司 代表取締役 平林直樹	甲賀市水口町山2348-34	訪問介護 介護予防訪問介護	平成23.6.1	2571400783
アサヒサンクリーン在宅介護センター湖南	湖南市三雲143-1	アサヒサンクリーン株式会社 代表取締役 古川浩	東京都北区上十条1-2-15	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成23.6.1	2572300248

滋賀県南部健康福祉事務所告示第17号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成23年6月1日

滋賀県南部健康福祉事務所長 寺尾 敦史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
居宅介護支援事業所心	草津市駒井沢町343番地	特定非営利活動法人宅老所心 理事長 村田美穂子	草津市駒井沢町343番地	平成23.6.1	2570600862

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第10号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29号第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。
平成23年6月1日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ケアサービス そよ風	彦根市東沼波 町1103-13	株式会社東近江 会近江八日市薬 局	東近江市中小 路町494-4	居宅介護 重度訪問介護	平成23.6.1	2510200328
訪問介護はえ み	彦根市田附町 1226番地	合同会社はえみ	彦根市田附町 1226番地	居宅介護 重度訪問介護	平成23.6.1	2510200336

県税事務所公告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者証票を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。
平成23年6月1日

滋賀県南部県税事務所長 宮本智幸

特別徴収義務者 証票番号	特別徴収義務者住所	特別徴収義務者氏名	亡失年月日
第200602号	近江八幡市上田町1507番地	中川石油株式会社	平成23.3.31

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。
平成23年6月1日

滋賀県中部県税事務所長 田中宏

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第20-2-1669号	平成24.3.27	近江八幡市長田町647 西村忠司	平成23.5.16

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、建部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成23年6月1日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 太田喜信

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	込山博注	東近江市建部塚町319番地
"	小寺仁	同 所222番地
"	山田傳次郎	同 所204番地
"	奥政則	同 市建部北町448番地
"	松本勘一郎	同 所213番地
"	藤田豊	同 所167番地
"	田中義昭	同 市建部上中町325番地

〃	菊 井 茂	同	所307番地
〃	田 中 新 三 郎	同	所442番地
〃	磯 部 善 之	同	所62番地
〃	磯 部 定 和	同	所185番地
〃	高 村 孫 三 郎	同	市建部下野町365番地
〃	高 村 實	同	所373番地 2
〃	高 木 佐 一	同	所241番地
〃	小 泉 満 司	同	所228番地
監 事	高 木 新 一 郎	同	所532番地 4
〃	辻 嘉 治	同	市建部上中町200番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	込 山 博 注	東近江市建部堺町319番地
〃	小 寺 仁	同 所222番地
〃	込 山 佳 寛	同 所208番地
〃	奥 政 則	同 市建部北町448番地
〃	松 本 勘 一 郎	同 所213番地
〃	藤 田 豊	同 所167番地
〃	田 中 義 昭	同 市建部上中町325番地
〃	菊 井 茂 一	同 所307番地
〃	田 中 新 三 郎	同 所442番地
〃	磯 部 善 之	同 所62番地
〃	磯 部 定 和	同 所185番地
〃	高 村 孫 三 郎	同 市建部下野町365番地
〃	高 村 和 弘	同 所363番地
〃	高 木 佐 一	同 所241番地
〃	小 泉 満 司	同 所228番地
監 事	高 木 新 一 郎	同 所532番地 4
〃	辻 嘉 治	同 市建部上中町200番地

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第45号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第30条第1項および第2項の規定による行政処分について、同法第41条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

平成23年 6 月 1 日

滋賀県公安委員会委員長 宮 川 孝 昭

- 1 不利益処分の名宛人となるべき者の氏名 有限会社エム・アール・ティー 取締役 中村吉秀こと金鎔辰
- 2 聴聞の日時 平成23年 6 月16日(月)午前11時から
- 3 聴聞の場所 大津市打出浜 1 番10号 滋賀県警察本部

雑 報

環境影響評価実施計画書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第6条第1項の規定に基づき、草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価実施計画書を作成しましたので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価実施計画書を縦覧に供します。

平成23年 6 月 1 日

- 1 公告する事業者 草津市

- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 草津市 市長 橋川 渉 草津市草津三丁目13番30号
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 草津市立クリーンセンター更新整備事業
 - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業(1時間当たりの処理能力が4トン以上である施設を設けるもの)
 - (3) 規模 処理能力 127トン/日
- 4 対象事業実施区域 草津市馬場町1200番25
- 5 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲
草津市馬場町、岡本町、山寺町、青地町、追分町、若草一丁目、若草二丁目、若草三丁目、若草四丁目、若草五丁目、若草六丁目、若草七丁目、若草八丁目および野路東一丁目
大津市青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山七丁目、青山八丁目、桐生一丁目、桐生二丁目、桐生三丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、松が丘四丁目、平野二丁目、平野三丁目、上田上桐生町および上田上平野町ならびに栗東市荒張
- 6 環境影響評価実施計画書の縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県南部環境・総合事務所環境課(草津市草津三丁目14番75号)
草津市市民環境部環境課(草津市草津三丁目13番30号)
草津市まちづくり協働部志津市民センター(草津市青地町561番)
草津市まちづくり協働部志津南市民センター(草津市若草五丁目10番)
大津市環境部環境政策課(大津市御陵町3番1号)
大津市市民部自治協働課青山支所(大津市青山五丁目13番36号)
大津市市民部自治協働課上田上支所(大津市牧一丁目1番24号)
栗東市環境経済部環境政策課(栗東市安養寺一丁目13番33号)
栗東市市民部自治振興課コミュニティセンター金勝(栗東市御園982番)
- 7 環境影響評価実施計画書の縦覧の期間および時間 平成23年6月1日から同年6月30日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 意見書の提出 当該環境影響評価実施計画書について、環境保全の見地から意見のある方は、平成23年6月1日から平成23年7月14日までの間に草津市市民環境部廃棄物処理施設建設準備室(〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号)あてに意見書を提出してください。
なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出していただけます。
- 9 この公告で示した事項に係る問い合わせ先 草津市市民環境部廃棄物処理施設建設準備室 電話 077-561-6517 担当 田中、杉田

.....

竹生島環境保全対策事業(カワウ捕獲業務)業務委託公告

カワウによる森林被害が深刻な竹生島において、森林の再生を図り、緑の景観を復元するため銃器によるカワウの捕獲を行うための受託者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

平成23年6月1日

竹生島カワウ対策事業推進協議会会長 岩 根 秀 雄

- 1 事業の名称 竹生島環境保全対策事業(カワウ捕獲業務)委託業務
- 2 プロポーザルの方式 公募型プロポーザル方式
- 3 業務の委託者および事務局
 - (1) 業務委託者 竹生島カワウ対策事業推進協議会 会長 岩根秀雄
 - (2) 事務局 〒526-0031 長浜市八幡東町632番地 長浜市産業経済部農政課鳥獣害対策室内 TEL 0749-65-6522 FAX 0749-65-6540
- 4 業務の内容 委託業務仕様書による(上記3(2)の場所にて配布)。
- 5 委託期間 契約締結の日から平成23年10月31日まで
- 6 委託料の上限 金11,400,000円(消費税および地方消費税を含む。)
- 7 参加資格
 - (1) 参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 イ 国および地方公共団体から指名停止を受けている期間中でないこと。
 ウ 滋賀県内に事務所等の拠点があること。
 エ 仕様書に記載する業務を的確に遂行する能力を有すると認められる者であること。
 提案書提出時にその能力を有する者であることが証明できる関係書類を提出すること。

オ 参加申込書を提出した者

- (2) 提案書の提出は、参加を表明する者で 1 提案とする。

8 参加申込書について 参加を希望する者は、次により参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 平成 23 年 6 月 8 日 (水) 正午
 (2) 提出方法 持参または郵送 (郵便書留に限る。) によること。
 (3) 提出先 3 (2) に記載した場所
 (4) あて名 竹生島カワウ対策事業推進協議会会長
 (5) その他 参加申込用紙は、長浜市役所ホームページに掲載されている。

9 説明会の開催 公募型プロポーザルの参加希望者に対して実施する。

日時 平成 23 年 6 月 8 日 (水) 午後 2 時

場所 長浜市役所東別館 6 階 6 - B 会議室

正 誤

平成 22 年 9 月 17 日付け第 3296 号市街地再開発組合設立認可公告中

ページ	行	誤	正
4	下から 10	202 番 5、202 番 5	202 番 5